

令和8年度
湖沼底層環境改善対策実証事業
公募要領

令和8年1月
環境省

令和8年度湖沼底層環境改善対策実証事業 公募要領

1. 公募の目的

環境省では「湖沼水環境適正化対策検討事業」として、底層の溶存酸素量(以下「底層 DO」という。)の低下の要因や影響の分析をし、底層 DO の改善に向けた効果的な水質保全対策の検討に資するため、「湖沼底層環境改善対策実証事業」(以下「実証事業」という。)を地方公共団体に委託して実施し、その改善効果を確認することとしており、本実証事業の委託先選定のための公募を行うものである。

なお、本事業は令和8年度の政府予算の成立を前提とする。

2. 実証事業の概要

近年、気候変動の影響で湖沼の表面水温が上昇し、成層の形成により底層 DO が減少する傾向にある。底層 DO の低下により、湖底に蓄積された栄養塩類の溶出やそれに伴う水草の大量繁茂により水質悪化が懸念されている。また、底層の酸素量の低下により底層に生息する水生生物の減少することで、湖内の生態系の悪化やそれに伴う生物生産への影響が懸念されている。

このため、底層 DO の低下、湖内物質循環、底層 DO と水生生物の関係などの解明や、底層 DO の改善対策を構築する必要がある。

本実証事業は、公募で選定された地方公共団体が、底層 DO の低下による影響、機構の解明及び底層 DO 改善対策などの検証を行うため、関係する湖沼において実証事業による調査、設計、対策の検証等を行うものである。

また、実証事業を実施することにより、湖沼水環境の適正化に資する効果的な水質保全対策を確立し、その普及に役立てるものである。

3. 実証事業の内容

公募により選定された地方公共団体(以下「事業者」という。)は、関係する湖沼において、実証事業の計画立案、効果検証の調査、底層環境改善対策(以下「底層対策」という。)の設計、工事等の一連の取組を実施するとともに、その成果の報告書を作成する。

また、実証事業の内容については、選定後に環境省と事業者が協議を行い、必要に応じて変更を行うことがある。

(1) 計画立案、底層対策の設計

実証事業の全体計画の立案、実施体制の確立、底層対策の設計を行う。また、必要に応じて、事業実施に必要な関係機関との調整等を行う。

(2) 調査立案、事前調査の実施

事業による底層 DO の低下による影響、機構の解明及び改善対策の効果などを把握するための調査の項目を設定し、令和8年度の調査計画を作成する。また、必要に応じて底質、生物等を調査項目として追加する。

(3) 底層対策の工事実施

底層対策の工事、施工等の管理を行う。

(4) 報告書の作成

上記の(1)から(3)の内容を整理した報告書を作成する。

4. 事業要件

実証事業は、次の全ての要件を満たすことを要する。

(1)湖沼に対して、底層DOの改善や湖沼水環境の改善、効果的・効率的な管理手法の構築等が見込まれること

(2)実証事業の完了後も、事業者自らによる継続した底層DOの改善に係る取組が見込まれること

(参考) 現在、考えられる実証事業としては、例えば、①底質改善を図る湖底耕耘や覆砂などの効果の確認、検証、②水草帯の設置などによる酸素供給の効果、検証、③栄養塩類を含む底泥の湖外搬出における底層環境の改善効果の確認、④底層への酸素供給のための簡易装置の開発とその効果の検証、⑤底層DOの低下による影響を明らかにする調査手法などが考えられる。対策の効果の確認にあつては底生生物、水草などの水生生物の状況、底層の栄養塩類の状況などを調査することも必要と考えられる。

なお、上記以外に日本の湖沼に対して、底層DOの改善による湖沼の水質や生物環境の改善が期待でき、効果の検証が可能である手法、底層の栄養塩類の溶出抑制が期待でき、効果の検証が可能である手法も対象とする。

(3)実証事業の実施場所が、別紙(対象湖沼一覧表)に示す湖沼のいずれかであること。

5. 公募の対象となる団体

応募可能な団体は、地方公共団体とする。

6. 事業期間

実証事業の期間は、令和8年6月末までに現地における保全対策に着手し、令和9年3月までに報告書作成を完了することとする。

7. 委託金額の上限

令和8年度の予算については、総額11,500千円(消費税及び地方消費税額を含む。)以内で、件数は2件程度を予定しており、予算の範囲内で事業の選定、委託を行う。

なお、事業の選定数、事業内容の審査によって、委託金額の変更について協議を行う場合がある。

また、必要に応じて、事業者の財源による事業費の上乗せを可能とする。

8. 事業実施の留意事項

①事業者は、実証事業の期間中に環境省担当者と打合せを行う。また、事業者は環境省が設置を予定している専門家による検討会(2回程度、東京23区内で開催を想定、web参加可)に出席し、実証事業の実施状況や効果検証調査の報告を行い、検討会の助言・指導に基づき、必要に応じて、事業内容の変更を行うものとする。

なお、これらに係る費用は、実証事業に計上可能。

②実証事業の契約は、環境省と事業者が委託契約を締結し、事業を進めるものとする。

なお、委託契約の締結は、令和8年度予算の成立を前提とする。

- ③ 実証事業に伴う用地の確保、関係機関との調整(事業実施に伴う必要手続きを含む。)、地元との調整は事業者が行い、これに係る費用は、実証事業に計上できない。
- ④ 実証事業の完了後、底層対策とその周辺等の維持管理及び必要な撤去については、事業者の責任で行い、これに係る費用は、実証事業に計上できない。
- ⑤ 実証事業の完了後、底層対策の撤去に伴い発生した有価物の処理については、事業者が行い、これに係る費用は、実証事業に計上できない。

9. 審査方法

(1) 審査の方法

実証事業の選定は、(2)の審査基準に基づき、専門家で組織する審査会でヒアリングを提出者から行い審議の上、環境省が決定する。また、必要に応じて追加資料の作成・提出等を求める場合がある。

(2) 審査基準

審査基準は、以下のとおりとする。なお、()の数字は配点であり、合計は 100 点とする。

- ① 事業を実施することにより、底層 DO の改善、底層からの栄養塩類の抑制、湖沼環境の改善が十分に期待されるか、また汎用性が期待されるか(30)
- ② 実証事業を将来事業化した際に現実的に実施できる内容(費用等)となっているか(30)
- ③ 調査計画の考え方、事業の実施体制及び作業工程は適切か(20)
- ④ 事業実施により、湖沼環境改善、保全への取組の発展性が期待されるか(新たな取組のきっかけ、地域住民に対する本事業への理解促進や人材育成等)(10)
- ⑤ 効果的に事業を推進するための工夫があるか(効果を検証するための測定方法の工夫、従前の方法を改良することで効果をあげる工夫、効果を持続させていくための工夫等)(10)

10. スケジュール

- | | |
|-----------|---------------------|
| 令和8年 2月2日 | 申請書類締め切り |
| 2月中旬頃 | 審査会 |
| 3月頃 | 選定結果通知 |
| 4月以降 | 委託契約締結(詳細は委託契約書による) |

11. 応募方法

(1) 提出書類

実証事業の実施を希望する地方公共団体は、別紙「令和7年度湖沼底層環境改善対策実証事業応募申請書」により作成するものとする。

(2) 提出期限

令和8年2月2日(月)17 時

(3) 提出方法

申請書の提出については、郵便、又は E-mail にて送付し、その旨を電話で環境省に連絡するものとする。

なお、提出を確認した後に、環境省から受領の連絡を行う。

(4) 提出部数

郵便の場合は、3部を提出する。(電子情報の場合は、1部)

(5) 提出先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省 水・大気環境局 海洋環境課 海域環境管理室 平田

TEL:03-5521-8317

E-mail: HIRONARI_HIRATA@env.go.jp

MIZU13@env.go.jp

(6) 公募に関する問い合わせ

公募に関する問い合わせについては、令和8年1月 20 日(火)までに書面(様式自由)を E-mail にて、環境省(提出先と同様)に送付するとともに、電話連絡を行うこと。また、問い合わせの回答については、問い合わせ者に対して、令和8年1月 27 日(火)までに環境省から E-mail で行うものとする。

令和8年度湖沼底層環境改善対策実証事業

応募申請書

1. 申請の概要

事 業 名	(湖沼名、事業概要が分かる名称とすること。) 令和8年度湖沼底層環境改善対策実証事業(○○県○○湖)委託業務
湖 沼 名	
事業の概要	(実証事業について、概要を記述すること。)
地方公共団体名	
住 所	〒
担当者名(ふりがな)	
所属及び 役職名	
T E L	
E - mail	

A-4 1枚以内で記載すること。

2. 事業の内容

以下の項目について、記載を行うこと。

(1) 事業概要

実施する湖沼名、実施目的、実施内容、対策手法、期待できる成果等の概要

(2) 湖沼の状況

湖沼の状況を説明するのに必要な資料

例えば、湖沼の位置図、平面図、水質状況、湖岸状況、湖沼の課題を文書、図表、写真等で整理

(1)、(2)を併せて A-4 1枚以内で記載すること。

(3) 底層対策の内容

底層対策の概要説明に必要な資料

例えば、想定される事業の実施場所、概略の平面図、断面図、横断図等の事業の概要を示す図表、設計数量等

(4) 期待される底層 DO の改善、底層からの栄養塩類の抑制、湖沼環境の改善などの効果

事業実施による底層 DO の改善、底層からの栄養塩類の抑制、湖沼環境の改善などの期待される効果の資料や、期待される汎用性の資料

(4)については、A-4 1枚以内で記載すること。

(5) 調査計画の考え方

事業による底層DOの低下による影響、機構の解明及び改善対策の効果などを把握するための調査計画に関する、基本方針、調査項目、調査地点等の考え方

(5)については、A-4 1枚以内で記載すること。

(6) 実施体制

作業項目ごとの役割分担等、事業の実施体制

(7) 事業の工程

作業項目(例)	令和8年							令和9年			備考
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
○○の調整		←	→								
△△の調査				▼							
□□の調査			▼	▼	▼	▼					
▽▽の工事		←					→				
報告書作成							◀			▶	

・(6)(7)併せて A-4 1枚内で記載すること。

・表内の作業項目は一例であり、申請に当たっては具体的な作業工程が分かるように記述すること。

(8) 事業の発展性

事業実施による湖沼環境改善、保全への取組の発展性

例えば、事業をきっかけに開始される取組や継続される取組（地域への情報発信や地域意見の反映等、地域住民に対する本事業への理解促進や人材育成、意識の醸成を目的とする取組等）

(8)について A-4 1枚内で記載すること。

(9) 効果的に事業を推進するための工夫

効果を検証するための底層対策上の工夫、従前の取組に加えた工夫等

(9)については A-4 1枚内で記載すること。

(10) その他の参考資料

(1)～(9)までの項目以外でアピールしたい内容、学術論文等を添付することも可

(11)事業に必要な経費(令和8年度)

経費区分	金額	積算内訳	
1. 旅費			
2. 諸謝金			
3. 賃金			
4. 借料及び損料			
5. 印刷製本費			
6. 会議費			
7. 消耗品費			
業務費計 A			
8. 外注費内訳 B		外注費計	¥
外注予定先	金額	外注する業務の内容	

合計(A+B)	
---------	--

- ・上記経費区分は参考であり、事業者が本事業に要する経費について、A-4 1枚以内で記載すること
なお、経費区分及び算出方法は
「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針(令和6年3月)」によること。
<https://www.env.go.jp/content/000214442.pdf>
- ・上記の事業に必要な経費を保証するものではなく、予算の範囲内で調整する可能性がある。
- ・事業者の財源による事業費の上乗せを行う場合は、内容を別表等で整理して記載すること。

(12)将来の本格的な事業化へ向けた実現性

将来の事業化へ向けた構想や整備費、維持管理費等に関する資料

(12)については A-4 1枚内で記載すること。